別記第四号を次のように改める。

別記第四号（第九十四条第二項関係）

（表面）

第　　号

身　分　証　明　書

写　真			
	勤　務　庁		
	法務事務官	氏　名	
	生年月日	年　月　日生	
	発行日	年　月　日	
	有効期限	年　月　日まで	

上記の者は、勤務庁の登記官であることを証明する。

何法務局（何地方法務局）長　　何　　某　印

（裏面）

注意事項

１　この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。

２　この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は退職し若しくは転職したときは、直ちに発行者に返還しなければならない。

３　この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。

不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）抜粋

第２９条（登記官による調査）　登記官は、表示に関する登記について第１８条の規定により申請があった場合及び前条の規定により職権で登記しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該不動産の表示に関する事項を調査することができる。

２　登記官は、前項の調査をする場合において、必要があると認めるときは、日出から日没までの間に限り、当該不動産を検査し、又は当該不動産の所有者その他の関係者に対し、文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの提示を求め、若しくは質問をすることができる。この場合において、登記官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第１６２条（検査の妨害等の罪）　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、３０万円以下の罰金に処する。

一　第２９条第２項（第１６条第２項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二　第２９条第２項の規定による文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの提示をせず、若しくは虚偽の文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものを提示し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三　（略）

不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）抜粋

第９４条（実地調査における電磁的記録に記録された事項の提示方法等）　（略）

２　法第２９条第２項に規定する登記官の身分を証する書面は、別記第四号様式によるものとする。